

令和7年2月

奈良県広域水道企業団議会臨時会会議録

奈良県広域水道企業団議会

令和 7 年 2 月 20 日（木曜日）午後 1 時開会

出席議員 37名

福西	広理	君	森山	賀文	君
井岡	正徳	君	南	幾一郎	君
向川	征秀	君	乾	充徳	君
東川	勇夫	君	大橋	基之	君
榎堀	秀樹	君	西岡	次郎	君
うすい	卓也	君	佐藤	太郎	君
岡田	光司	君	吉田	雅範	君
南	満	君	橋本	宏淳	君
梶井	憲子	君	塩見	牧子	君
木下	充啓	君	中村	良路	君
亀井	雅之	君	山本	隆史	君
木口屋	修三	君	木澤	正男	君
浅野	勉	君	福山	臣尾	君
辰巳	光則	君	植田	昌孝	君
新澤	良文	君	森川	昌彦	君
牧浦	秀俊	君	小山	郁子	君
谷	禎一	君	小本	光清	君
辻内	正誠	君	水本	昭博	君
辻本	光雄	君			

欠席議員 1名

小西 誠次 君

出席関係者

企業長	山下	真	参事	小松	順
副企業長	亀田	忠彦	主幹	吉田	勝紀
副企業長	小紫	雅史	主任調整員	漕江	茂裕
副企業長	上田	清	主任調整員	植田	伸司
副企業長	堀内	大造	議会事務局長	岡田	伸一郎
副企業長	西脇	洋貴	議会事務局書記	橘	和成
副企業長	小澤	晃広	議会事務局書記	大塚	高史
事務局長	西野	浩行	議会事務局書記	中井	健二
参事	浦山	博幸	議会事務局書記	安井	敬子

議事日程

令和7年2月20日（木）午後1時開議

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙
- 第6 議員提出議第1号 奈良県広域水道企業団議会会議規則
- 第7 議第1号 令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算
- 第8 議第2号 奈良県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例
- 第9 議第3号 奈良県広域水道企業団の休日を定める条例
- 第10 議第4号 奈良県広域水道企業団議会の定例会の回数を定める条例
- 第11 議第5号 奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- 第12 議第6号 奈良県広域水道企業団監査委員条例
- 第13 議第7号 奈良県広域水道企業団公平委員会設置条例
- 第14 議第8号 奈良県広域水道企業団附属機関に関する条例
- 第15 議第9号 奈良県広域水道企業団行政手続条例
- 第16 議第10号 奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例
- 第17 議第11号 奈良県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 第18 議第12号 奈良県広域水道企業団暴力団排除条例
- 第19 議第13号 奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 第20 議第14号 奈良県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 第21 議第15号 奈良県広域水道企業団職員の定年等に関する条例
- 第22 議第16号 奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- 第23 議第17号 奈良県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 第24 議第18号 奈良県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例
- 第25 議第19号 奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 第26 議第20号 奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例
- 第27 議第21号 奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第28 議第22号 奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例
- 第29 議第23号 奈良県広域水道企業団職員の修学部分休業に関する条例
- 第30 議第24号 奈良県広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第31 議第25号 奈良県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例
- 第32 議第26号 奈良県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

等に関する条例

- 第 3 3 議第 2 7 号 奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例
- 第 3 4 議第 2 8 号 奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 第 3 5 議第 2 9 号 奈良県広域水道企業団債権管理条例
- 第 3 6 議第 3 0 号 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例
- 第 3 7 議第 3 1 号 奈良県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 3 8 議第 3 2 号 奈良県広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 3 9 議第 3 3 号 奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 0 議第 3 4 号 監査委員の選任について
- 第 4 1 報第 1 号 奈良県広域水道企業団公告式条例
- 第 4 2 報第 2 号 奈良県広域水道企業団情報公開条例
- 第 4 3 報第 3 号 奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する条例
- 第 4 4 報第 4 号 奈良県広域水道企業団事務局設置条例
- 第 4 5 報第 5 号 奈良県広域水道企業団職員定数条例
- 第 4 6 報第 6 号 奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

令和 7 年 2 月 20 日（木曜日）午後 1 時各議員着席

○議会事務局長（岡田伸一郎君）一同、ご起立願います。

礼。

（互礼）

ご着席願います。

ただいまより、企業長のご挨拶があります。

（企業長山下真君登壇）

○企業長（山下真君）奈良県広域水道企業団議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、企業団の構成団体である奈良県及び 2 6 市町村の議会より選挙され、本議会の議員となられました。どうぞよろしく願いいたします。

また、臨時会を招集いたしましたところ、ご多忙の中、ご参集いただき、誠に有り難うございます。

さて、水道事業を取り巻く環境でございますが、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む水道施設の更新や、大地震などの災害への備え、水道従事職

員の技術の継承など、多くの課題を抱えて今日にいたっています。

これらの課題に対しまして、奈良県では、関係団体が広域で連携して水道事業を運営する「県域水道一体化」に向けまして、平成30年度から検討協議を重ねてきたところでございます。

約6年半にわたる協議を経て、昨年11月に、県の用水供給事業と26市町村の水道事業を統合する経営主体となります、本企業団を設立いたしました。この間、議員各位をはじめ、県議会及び市町村議会の皆様方のご理解、ご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げたいと思います。

いよいよ本年4月より企業団の事業を開始いたします。「将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給する」との企業団の使命を、県及び関係市町村が連携して果たしてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、何とぞ、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

今臨時会は、当企業団議会初めての議会でございます。臨時議長の選任のあと、正副議長の選任などが行われる予定となっております。

また、令和7年度予算案、及び条例の制定などの諸議案についてもあわせて、ご審議いただくこととなっております。

どうぞ慎重にご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(降壇)

○議会事務局長（岡田伸一郎君）今臨時会は、最初の議会ですので、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、年長の東川勇夫議員に臨時に議長を務めていただくこととなります。

それでは、東川議員、よろしく願いいたします。

(東川勇夫君登壇)

○臨時議長（東川勇夫君）あらためまして、皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました年長議員の東川でございます。

新しい議長が決まるまで、地方自治法第107条の規定によりまして、私が年長議員として、臨時議長を務めさせていただきますので、議員各位にはご協力よろしく願いいたしまして、議長席に登壇させていただきます。ありがとうございました。

(降壇)

(東川勇夫君議長席着席)

これより、令和7年2月奈良県広域水道企業団議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、37名であります。

今議会の日程については、お手元に配布しておりますとおりです。

次に、議事の進行については、去る1月24日に開催された事前説明会において説明され、後ほど提案される「奈良県広域水道企業団議会会議規則案」に基づいて進行したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、これからの議事については、「奈良県広域水道企業団議会会議規則案」により進めることといたします。

はじめに、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○臨時議長(東川勇夫君) これより、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、議長が指名することに決しました。

15番吉田雅範議員を議長に、指名したいと思っております。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました吉田雅範議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田雅範議員が議長に当選されました。

吉田雅範議員が議長におられますので、当選の告知をいたします。

ただいまから、議長に当選されました吉田雅範議員より、就任のご挨拶がございます。

(吉田雅範君登壇)

○議長(吉田雅範君) ただいま、皆様のご推挙と、また指名によりまして、議長に当選させていただきました吉田雅範でございます。五條から参っております。どうかこの議会がスムーズにいきますことを皆様をお願いを申し上げまして、簡単ではございますけ

れども、就任のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(降壇)

○臨時議長（東川勇夫君）議長を交代いたします。

(議長席、東川臨時議長にかわり吉田議長が着席)

○議長（吉田雅範君）引き続き、会議を進めます。

議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

○議長（吉田雅範君）次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則案第83条の規定により、1番福西広理議員、4番南幾一郎議員、8番大橋基之議員を指名いたします。

○議長（吉田雅範君）次に、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期はお手元に配付の議事日程のとおり本日1日限りといたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

○議長（吉田雅範君）次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと
存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議なしと認めます。ご異議がないようですので、選挙の方法は、指名推選で行う
ことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することといたしたいと存じますが、ご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、議長が指名することに決しました。

副議長に、23番山本隆史議員を指名いたしたいと思ます。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山本隆史議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました山本議員が副議長に当選されました。

山本隆史議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

ただいまご当選されました山本議員より、副議長就任のご挨拶があります。

山本議員。

(山本隆史君登壇)

- 副議長(山本隆史君) ただいま、議員の皆さまからのご推挙によりまして、副議長に就任させていただくことになりました平群町の山本隆史でございます。副議長就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。一年という短い任期ではございますが、吉田議長を補佐しながら、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、副議長のご挨拶とさせていただきます。有り難うございました。

(降壇)

- 議長(吉田雅範君) 以上をもって、副議長選挙を終わります。

-
- 議長(吉田雅範君) 次に、お手元に配布の「奈良県広域水道企業団議会会議規則案」について、お諮りいたします。

お諮りいたします。

この際、提案理由の説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、直ちに採決いたします。採決は、簡易表決によるものといたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

-
- 議長(吉田雅範君) 次に、議第1号から議第34号、及び報第1号から報第6号までを、一括議題とします。

企業長に、提案理由の説明を求めます。

山下企業長。

(企業長山下真君登壇)

○企業長(山下真君)今臨時会に提案いたしました議案は、令和7年度水道事業会計予算案など40議案ございます。主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議第1号、令和7年度水道事業会計予算案についてでございます。

企業団として最初の予算となります令和7年度当初予算は、私と関係市町村長で構成します「広域水道企業団設立準備協議会」におきまして、企業団運営の指針として決定しました「奈良県広域水道企業団基本計画」に定める財政運営や施設整備等の基本方針に沿って、編成をいたしました。

令和7年度の業務量としましては、給水戸数は38万戸、年間給水量は1億立法メートル余を予定するとともに、主な建設改良事業といたしまして、御所浄水場、桜井浄水場など基幹浄水場等の整備を行う「広域化施設整備事業」に62億2千9百万円余、市町村の老朽化した水道施設の更新事業に99億8千4百万円余を予定しております。

この結果、収益的収入及び支出といたしまして、事業収益257億2千5百万円余に対し、事業費用が254億8千4百万円余となり、差し引きますと、2億4千百万円余の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出といたしまして、資本的収入が、52億9百万円余、資本的支出が、243億7千万円余。差し引きで、191億7千万円余の収支不足が見込まれますが、この不足額につきましては、内部留保資金などで補填することとしております。

次に、議第2号から議第33号までは、新規制定の条例議案であります。

議第2号は、地方公営企業法に基づき、企業団が行う水道事業及び水道用水供給事業の設置等について、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

議第3号は、地方自治法に基づき、企業団の休日を定める条例を制定するものでございます。

議第4号及び議第5号は、地方自治法に基づき、それぞれ企業団議会の定例会の回数と、議員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

議第6号から議第8号までは、企業団の内部機関として、議第6号は監査委員、議第7号は公平委員会、議第8号は附属機関の設置について、それぞれ必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

議第9号から議第12号までは、行政全般の通則的事項を定めるもので、議第9号は、企業団における処分、行政指導、届出等の手続について、議第10号は、企業団の行政不服審査会について、議第11号は、電子情報処理技術を用いて行う企業団への申請、届出等の手続について、議第12号は、暴力団排除の基本理念や排除に係る基本的な施

策を定める条例を制定するものでございます。

続いて、議第13号から議第26号までの14議案は、企業団職員の人事に関する条例を制定するものでございます。

まず、議第13号は、企業団における任期付職員の採用及び給与の特例について、議第14号は、人事行政の運営状況の公表について、それぞれ地方公務員法等に基づきまして、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

議第15号は、職員の定年について、議第16号は、職員の分限処分の手続きについて、議第17号は、職員に対する懲戒処分の手続き等について、また、議第18号は、職員のサービスの宣誓について、議第19号は、職員の職務専念義務の特例について、それぞれ地方公務員法等に基づき、必要な事項を定める条例を制定するものです。

議第20号から議第24号までは、それぞれ地方公務員法等に基づき、職員の休業制度について定めるものでございます。議第20号は育児休業等、議第21号は自己啓発等休業、議第22号は配偶者同行休業、議第23号は修学部分休業、議第24号は高齢者部分休業について、それぞれ必要な事項を定める条例を制定するものです。

次に、議第25号は、職員の退職管理について、議第26号は、議会の議員その他非常勤職員に対する公務災害補償等について、それぞれ地方公務員法等に基づき、必要な事項を定める条例を制定するものです。

議第27号は、地方公営企業法等に基づき、職員の給与の種類及び基準等について、必要な事項を定める条例を制定するものです。

続きまして、議第28号及び議第29号は、財務に関して定めるもので、議第28号は、地方自治法施行令に基づき、長期継続契約を締結できる契約を定める条例、また、議第29号は、企業団の債権の適正な管理のための必要な事項を定める条例を、それぞれ制定するものでございます。

議第30号は、企業団が行う水道事業及び水道用水供給事業に係る料金その他の供給条件等に関し、必要な事項を定める条例を制定するものです。

続きまして、議第31号から議第33号までの3議案は、企業団設立時に専決処分により制定しました条例の一部を改正するものでございます。

議第31号及び議第33号は、公平委員会の設置に伴い、所要の改正を行うもので、議第32号は、令和7年4月1日からの事業開始に伴い、職員定数の改正を行うものでございます。

以上が、新規制定の条例議案でございます。

なお、今臨時会に付議を予定する事件として告示したもののうち、奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、今臨時会に付議しないこととしております。

続きまして、議第34号は、監査委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、報第1号から報第6号までの6議案は、企業団設立時に、専決処分により制定した条例につきまして、専決処分に係る議会のご承認を求めるものでございます。

報第1号は、地方自治法に基づき、企業団の条例の公布等について、必要な事項を定める条例を制定したものです。

報第2号は、企業団が保有する行政文書の公開について、また、報第3号は、企業団が保有する個人情報の保護等について、それぞれ必要な事項を定める条例を制定したものです。

報第4号は、企業長の権限に属する事務をさせるための事務局の設置について、また、報第5号は、その事務局の職員定数について、必要な事項を定める条例を制定したものでございます。

最後に、報第6号は、企業長及び副企業長の給与等、並びに特別職の職員の報酬等について、必要な事項を定める条例を制定したものです。

以上が、本日提案いたしました各議案となります。議員各位のご賢察とご理解を賜り、ご審議の上、ご議決、又はご同意いただきますようお願い申し上げます。私からの提案理由説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(降壇)

○議長（吉田雅範君）これより、当局に対する質疑に入ります。

通告のあった2名の議員に、順次発言を許します。

5番向川征秀議員。

(向川征秀君登壇)

○向川征秀君 議第1号、令和7年度事業予算案に関しまして、質問します。

昨年の能登半島地震において、水道管及び水道施設の損壊が住民生活の復旧・復興を大きく妨げました。これを教訓として、国土交通省は昨年、上下水道施設の中でも、その施設が機能を失えば水道全体の機能がマヒしてしまう施設を「急所施設」と規定し、それらの耐震化状況の緊急点検が行われています。

その結果は、11月に報道されており、各事業体で、令和7年度以降に、耐震の評価が、着手が急がれておりますが、本企业団の令和7年度予算案の建設改良費において、こうした急所施設の耐震化はどれくらい計上されていますでしょうか。箇所数と金額をお答えください。

なお、今回の予算案では、多数の施設改良事業に継続費が定められておりますが、それらも含めて、回答をお願いします。

また、この緊急点検の結果報告によりますと、まだこの企業団としては計上されておりませんが、構成市町村ごとのデータを合わせますと、浄水場からの送水管や配水場の耐震化に関しては、全国平均を上回っていたものの、取水施設及び取水施設から浄水場

への導水管の耐震化は、全国平均を下回っています。

水道システムのいわば上流部分の耐震化が遅れているわけですが、将来の災害に備えて、それらの耐震化を加速する計画は考えていますでしょうか。

以上、質疑いたします。

(降壇)

○議長(吉田雅範君) 山下企業長。

(企業長山下真君登壇)

○企業長(山下真君) ご質問ありがとうございます。

まず1点目、急所施設の耐震化等につきましてお答えさせていただきます。

上水道機能を維持するための最重要施設でございます、いわゆる急所施設の耐震化のための費用につきましては、継続費として計上している分も含めると、合計9箇所の急所施設につきまして、事業費総額で47億19百万円、令和7年度分は9億45百万円を計上しております。

2点目、上流側の耐震化についてお答えさせていただきます。

ご指摘の通り、上流側の施設の耐震化率は、下流側に比べ低くなっておりますが、最も基幹的な県営水道の上流側施設には複線化された施設がございます。

常時使用する管路等の耐震化はすでに終わっているものの、補助的に使用する管路等の耐震化が未了となっているため、数字上の耐震化率は低くなっておりますが、耐震性能は一定確保されております。

統合後の企業団の施設整備につきましては、これまで県と26市町村で協議を重ねた結果、施設の重要度や老朽度合に耐震性等を総合的に評価し優先順位を付けた上で、計画的に整備するための年度別計画というものを策定しております。

また、統合後10年間は、施設の広域化整備などに対しまして、国から交付金が受けられる上、県からも同額の財政支援を受けられることは、統合の大きなメリットであると言えます。

今後は、この策定した整備計画に沿いまして、国や県の財政支援も有効に活用し、計画的に、かつ、各団体が単独経営を続けるよりも加速して整備を進めることとしております。

この中で上流側の未耐震管路等の耐震化につきましても、着実に進捗させてまいります。

ご質問ありがとうございました。

(降壇)

○議長(吉田雅範君) 5番向川征秀議員。

○向川征秀君 答弁ありがとうございます。

再度質問させていただきます。

今回、国の令和7年度予算案において、水道の耐震化、防災への補助率が引き上げ

られるほか、今回この急所施設の耐震化に対して、個別補助事業が新たに創設されることになっています。

この今回の予算案には間に合わないと思いますが、これらの新しい補助事業の活用についての見通しは持っていますでしょうか。

また、こうした個別補助事業においては、補助金に関して、国と折衝する等実務に関しては、これは企業団自らが行うのか、もしくは構成する県或いは市町村で行うことになるのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田雅範君） 山下企業長。

ご指摘の通り、今般、全国の水道耐震化を進めるため、自治体向けの補助金につきまして、拡充や新たな個別補助制度が創設されました。

企業団としても活用できる補助金は積極的に活用していきたいと考えております。拡充創設された補助金の令和7年度分の要望は、事業費ベースで約3億44百万円となりますが、この要望はすでに行っているところでございます。

なお、補助申請等の手続きにつきましては、県を通じて行うこととなっており、補助制度に関する迅速な情報入手や、手続きに遺漏がないよう、引き続き、県とも連携を密に図ってまいります。

今後とも補助要件を満たす整備事業につきましては、積極的に補助申請を行い、施設整備の財源確保に努めてまいり所存でございます。

ご質問ありがとうございました。

○議長（吉田雅範君） 引き続きまして、順位に従い質疑の発言を許します。

25番木澤正男議員。

（木澤正男君登壇）

○木澤正男君 25番木澤正男です。

それでは、事前に提出いたしました質問通告書に基づきまして、議第1号に関する質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、水道管の漏水破裂が原因で起こる道路の陥没に関わる問題です。

今、水道や下水道からの漏水破裂等により、道路が大きく陥没するなどの問題が報道で取り上げられ、住民の中で不安が広がっています。

1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故。当初の報道では、発生当時の直径およそ10メートル、深さ5メートル程度であったものが、3日後には周辺の崩落などにより、直径40メートル、深さ15メートルほどにまで拡大をしています。

陥没の原因は下水道の腐食による可能性が指摘をされています。

また、2月6日に、愛知県名古屋市で起きた道路の陥没事故については、道路に深さ1メートルの穴があき、走行中の車のタイヤがはまって動けなくなるというものでした。

名古屋市上水道局によりますと、周辺で老朽化した水道管の工事を行っていて、陥没した部分は、事故が起こる半月ほど前に、1度掘られた場所であり、周辺で行われてい

た、水道管工事の施工ミスが原因だと発表されています。

これら以外にも、水道管が破裂して、道路から水が噴き出している事故等が報道されています。

このように、水道、下水道管の破損や、それに関わる、工事等の影響で、道路が陥没するなどの危険性がクローズアップされ、住民の中での不安が広がっており、住民の関心も高いことから、今回質問に取り上げさせていただきました。

この問題に関わって、以下の点についてお尋ねをいたします。

まず、水道管にかかる事故を未然に防ぐ対策についてと、水道管が埋まっている道路についても、空洞化していないか等の調査の必要性について、さらに、事故が起こってしまった際の事後の対策について、そして、これらの対策、対応に必要な費用については、令和7年度予算ではどのように計上されているのか、お尋ねをいたします。

次に2点目ですが、2点目は、水道行政が企業団化されたことによる、今後の窓口対応等についてです。

これまでは、各自治体で管理運営されており、問い合わせをはじめ、水道の開栓・閉栓や、水漏れ、水道管の破裂など、連絡があれば、自治体の職員が駆けつけ、すぐに対応してくれていましたが、経営統合され、企業団となったことにより、今後、様々な施設や、窓口の体制なども統合されていくことによって、住民から窓口が遠のいてしまうのではないかと、いわゆる住民サービスが低下してしまうのではないかと心配の声があり、私の地元である斑鳩町の12月町議会でも同様の質問がなされていました。

そうしたことから、改めて企業団議会で、今後の窓口対応について、具体的な体制も併せて、企業団の見解をお尋ねいたします。

以上2点につきまして、よろしくお願ひいたします。

(降壇)

○議長(吉田雅範君) 山下企業長。

(企業長山下真君登壇)

○企業長(山下真君) それでは、まず1点目の水道管の漏水破裂等を未然に防ぐ具体的対策についてお答えさせていただきます。

安全・安心な水道水を持続的に提供し続けるためには、施設の老朽化対策が重要であります。県と関係26市町村とで行ってきた事業統合に向けた協議におきましても、施設整備について重点的に議論を重ねてきたものであります。

その結果、各団体のこれまでの実績や今後の計画などを踏まえ、老朽化した施設や、管路の更新・耐震化の年度別計画を策定しており、まずは、この計画に沿って着実に施設設備の更新及び耐震化を進めていくことが、事故の未然防止に繋がるものと考えております。

併せまして、施設の定期点検も重要な取組であります。例えば県営水道では、管路全般について、毎月巡視点検するとともに、これに加えて、水道橋につきましては、4年

ごとに詳細点検を実施し、必要に応じ修繕を行っております。

また、管路内の圧力を各受水池等で常時監視しておりまして、その圧力の変動により、大規模な漏水等の恐れを即時に把握できる体制をとっております。同様に、各市町村域におきましても定期点検を行っており、引き続き、こうした点検、監視を実施してまいります。

また、今後は未然防止のためのD X活用につきましても検討・研究を進めてまいりたいと考えております。

これらによりまして、より効果的・効率的な事故の未然防止策に努めてまいります。

続きまして、大きい1点目の2点目でございますけれども、漏水に気づかないまま道路下が空洞化している場合も想定した既存道路の調査についての回答でございます。

お尋ねの道路の調査に関しましては、県営水道は管路と76箇所の水管橋を併せた総延長331キロメートルを、毎月車両パトロールにより変状が無いか路上から目視調査しております。

市町村域につきましては、区域に張り巡らされた管路網を面的にとらえ、水圧の変動調査や目視などにより、漏水調査を行っておりまして、今後とも、これらの点検調査を継続して、漏水の有無を調査してまいりたいと考えております。

また、衛星画像等によりA Iを活用した漏水調査も一部の市町村域で実施することとしており、これが効率的・効果的であるということが確認できれば、実施を拡大していきたいと考えております。

続きまして、事後の対応として、水道管の漏水・破裂が原因で道路が陥没し、被害が出た場合の企業団の対応の責任についてのお尋ねでございます。

水道管の漏水・破裂が発生した場合の対応といたしましては、施設の設置・管理者として、まずは当該区間の上下流において止水して被害の拡大を防止するとともに、道路管理者と連携して道路、水道管の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

また、止水に伴う給水車の手配や、被災者に対する適切な補償を行うこととなります。4点目のこれらの対策・対応のための予算の計上についてでございます。

水道管路の漏水・破裂等の未然の防止対策といたしましては、管路の更新・耐震化のため、約115億56百万円、管路の定期点検のため約48百万円、管路の漏水調査のため、約1億円を、それぞれ予算に計上しております。

そのほか、漏水・破裂等の発生を想定して突発的修繕にも対応できますよう、約5億円の予算を計上しております。

続きまして、大きい2点目の質問の窓口のことでございます。

企業団の水道を利用される方々に対する窓口業務については、住民サービスが低下しないようにすることはご指摘の通り大変重要であると認識をしております。

そのため、事業開始当初は現在各市町村が設置している窓口での運用となります。

一方で、将来的に人口減少が見込まれる中、業務の効率化が持続的な水道サービスの

提供に不可欠であることから、段階的に窓口の統合を進めてまいります。

窓口業務は、現在でもすでに多くの市町村で外部委託されております。当企業団におきましても、業者選定の際には一定の業務水準を定め、同種業務の受注実績や企画提案などを評価した上で、業者選定することとしております。

一方、水道管の漏水や破損など不具合が発生した場合の危機管理対応につきましては、これまで通り、各市町村事務所の企業団職員が丁寧に対応してまいります。

これらの取り組みによりまして、窓口業務においても住民サービスが低下しないよう努めてまいります。

ご質問ありがとうございました。

(降壇)

○議長（吉田雅範君） 25番木澤正男議員。

○木澤正男君 今、企業長の方から答弁いただきましたが、まず大きい1点目の方ですね、管路の調査等につきまして、車両パトロールによって目視で行っていただいている分と、漏水調査ということでおっしゃっていただいたんですが、今、報道等でクローズアップされているのは、道路の下が空洞になっているのがわからなかったということで、そちらについては目視等ではわからないのではないかなというふうに思うんです。

漏水調査の中で、そうした道路の空洞化というのも発見できるものなのかどうか。

今後、DX等というふうにおっしゃいまして、私はその手法自体がよくわからないんですけれども、そうすることによって、それらについても、調査可能なのかどうかという点について、再度お尋ねいたします。

そしてもう1点ですね。

大きい2点目の窓口対応につきまして、実際に必要なことについては、業者等に委託をして、対応をされるというふうにおっしゃっていただきましたが、単純に、窓口統合されていくと対応する職員の人数自体が減ってしまうんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう点で言いまして、対応が遅れるという事態が発生するんじゃないかなというふうに心配をするんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

2点お尋ねいたします。

○議長（吉田雅範君） 西野事務局長。

(事務局長西野浩行君登壇)

○事務局長（西野浩行君） 木澤議員の方から、まずは、目視では確認できないのではないかというお尋ねでございますけれども、下水管とは異なりまして、水道の場合は、水道の管の中に水が流れておりまして、一定の水圧がかかっております。

破損とかいたしますと、水圧で、水が管から出てまいりますので、空洞になるというよりも、水が外に出てまいりますので、それが結果的に表面上、漏水しておれば、じわっとにじみ出て、路面から目視で確認できるということでございますので、確認の手法といたしましたら、やはり目視が非常に大事なかなというふうに考えております。

AIの活用の件ですけれども、様々な手法が今、すべて、まだそれが全国に普及しているわけではございませんけれども、例えば、衛星画像によりましてとか、或いは衛星からの電磁波等を利用してまして、すでに導入されている他団体もございますので、それらを来年度から、一部の市町村でそういったことをパイロット的に導入をするんですけれども、それが効果・効率的であれば、拡大を図っていきたいというふうに考えております。

窓口の件でございますが、統合いたしますと、人が減って、サービスの低下を招くのではないかとのご指摘でございますけれども、先ほど企業長が答弁いたしました通り、統合いたしまして、共同的に委託を大括り化いたしますけれども、その業者選定の際には、過去の受注の実績とか、或いは業者からの企画提案とかを十分踏まえながら、能力のある業者に、業者選定するというのをいたします。

ただ、今現在も多くのところで、そういう委託をされておるんですけれども、ほとんどが複数年契約しておられます。

大括り化をいたしますやり方につきましては、段階的というところで、その長期の継続契約が終了した時点で、段階的に無理のないように、そういった大括り化を必要と考えておまして、その際には職員の減少というふうなことも一定ございますけれども、能力のある業者に業務委託するというところで、サービスの低下に繋がらないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(降壇)

○議長（吉田雅範君） 25番木澤正男議員。

○木澤正男君 答弁いただきまして、漏水調査は目視でも十分確認できるよというご答弁だったというふうに思います。

今後ですね、そういう形で、やっていただく中で、不都合がないのかというのは、実際に実務をやっていただくのを確認させていただきながら、検証していきたいというふうに思います。

で、3年ほど前ですかね、実際に斑鳩町であったんですけれども、水道管が破裂して、道路の下の土が流されてしまって、それを町民さんから通報をさせていただいたんですけれども、道路を封鎖するのが遅れてしまって、ガス管を積んだトラックが後ろズボットはまってしまうというような事故がありましたので、そうした点につきましても、決して起こしてはならないものだというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、2点目につきまして、私は斑鳩町在住者ですので、よく市の方で、やられるような窓口の委託というのはやっておりませんので、実際に今答弁いただく中でですね、そのような手法を行う中で、今後、町民さんの方からも話を聞きながらですね、以前と比べてサービスがどうなってるのかという点については、これも確認をしな

から、検証していきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。
以上で、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田雅範君）ただ今、30番新澤議員から質疑の旨の動議が提出されました。

新澤議員、質疑をしたい趣旨をご説明願います。

○新澤良文君 ありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、動議の質問をしたい趣旨の説明をさせていただきます。

まずこの動議には、生駒市議会・橋本議員、天理市議会・大橋議長、橿原市議会・うすい議長、御所市議会・南議長、そして田原本町議会の植田議長のご賛同をいただいている次第でございます。

緊急動議の緊急質問ということでございますが、内容は、南海トラフ地震を想定した有事の際の水資源の確保についてでございます。

このことにつきましては、奈良県広域水道企業団の今後を考える中で、とても重要な問題であると考えますので、本日の日程に追加し、議題とすることを望みます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範君）よって、質疑を日程に追加する動議を議題といたします。

採決いたします。この採決は起立により行います。

本動議の通り決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田雅範君）しばらくご起立願います。

着席願います。

起立多数であります。

よって、質疑を日程に追加する動議は可決されました。

それでは、30番新澤議員の質疑の発言を許します。

30番新澤議員。

（新澤良文君登壇）

○新澤良文君 ただいま議長のお許しをいただきましたので、緊急質問をさせていただきます。

ご賛同いただきました議員の皆様におかれましては、感謝申し上げます。

南海トラフ地震を想定した水資源の確保について、特に有事の際についてを質問させていただきます。

昨年度、能登半島地震が発生し、被災された皆様方については心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様におかれましては、心からお悔やみを申し上げます。

地震発生から約1年が経過しておりますが、いまだ復興、復旧がなされていないのが現実であります。

また、発生直後から、生活を支える中で優先されるのは、飲料水の確保であります。

これまでは、各自治体においては、防災計画等により、水資源の対策を講じられておられたと思いますが、令和7年4月から奈良県広域水道企業団がスタートし、参加事業体の給水人口等で問題があると思います。

まず1点目といたしまして、南海トラフ地震が発生した際の想定被害、またそれに伴う給水量の確保などのシミュレーションはされていますか。また、されているのであれば、お聞かせください。されていないのであれば、今後、そのようなシミュレーションをされる予定はあるかをお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、復興、復旧に向けた体制の検討はされているのかということでございます。

例えば、考えるに、有事の際、まず、緊急輸送路の確保が必要でございます。

水道管の復旧をするためにも、道路の確保が必要であり、企業団だけでは復旧できないケースも想定されます。

今以上に県庁防災統括室や、消防救急課との連携並びに合同訓練等をしようと思えますか、そういう考えはあるか、この2点についてお尋ねをいたします。

(降壇)

○議長(吉田雅範君) 山下企業長。

(企業長山下真君登壇)

○企業長(山下真君) まず1点目の南海トラフ地震を想定した被害想定や給水量確保に向けたシミュレーションをしているのかというお尋ねでございますが、現在のところしておりませんが、今後そうしたシミュレーションを検討してまいりたいと考えております。

次に、有事の際の復旧・復興についてのお尋ねでございます。

災害への備え、危機管理はご指摘の通り、大変重要であると認識しておりまして、本年4月からの事業開始に向け、これまで検討を行ってまいりました。

企業団におきましては、危機管理指針というものを策定し、事前の対策や、平時の危機管理教育、訓練及び事後の応急対策などに関する基本方針をしっかりと定めております。

この基本指針の下、具体の危機事象が発生した場合の対応マニュアルを作成するとともに、危機事象発生の際でも、企業団の優先すべき業務が遂行できるように、業務継続計画、いわゆるBCPを作成してまいりたいと考えております。

また、危機事象発生時の体制といたしまして、危機対策本部を設置することとし、各市町村事務所におきまして、現地事務所を設置して連携して対応に当たることとなります。

併せまして、関係団体との災害発生時の応急対応や資源確保策や相互応援などにつきましての協定を3月中に関係団体と締結してまいり所存でございます。

なお、これら危機事象発生に備えたマニュアルや危機管理体制が、実際に円滑に機能するかどうかを検証・確認するため、来年度、各種訓練の実施を予定しております。

訓練といたしましては、総合図上訓練、応急給水訓練、給水車訓練などがございます。

ご指摘の通り、南海トラフ地震等、いつ起こるかわからない危機事象を想定して、事前の備えと事後の対応に万全を期してまいります。ご質問ありがとうございました。

(降壇)

○議長（吉田雅範君）30番新澤議員。

○新澤良文君 ご回答ありがとうございました。

私、以前にいわゆる五條市の大型防災拠点の問題がございましたけども、今のような議論の前の段階の問題でございますけども、広域消防組合議会の議員をしておりまして、広域消防組合議会の中で一般質問させていただいたんですけども、防災拠点を、奈良県広域防災拠点というんだから、もちろん現場の奈良県広域消防の執行部の方、幹部の方、現場の方、防災拠点を作るにおいて、いろんな意見交換なり何なりというのを当然されているもんだと思っていたら、そういうことは一切なかったですというようなこともございましたので、これは県がやっていることと、地元のことと、それと現場のことというのがものすごくかけ離れているなという印象を持ったので、あえて緊急質問というかたちで、この4月の発足の前に、議会で、今日、1回目の議会なんですけども、お尋ねした次第でございます。

山下知事から前向きな回答もいただいたわけなんですけども、先ほども申し上げた通り、やっぱりその奈良県と、地元と、そしてまた、現場とがね、本当に意思の疎通をきちんとやっていただいて、1番目のことは調べるとのことだったんで、2番目の復旧復興に向けた体制というのは本当に、現場の声も聞きながら、想定していただきたいなという思いでございます。

そこでちょっと、地元のことです申し訳ないんですが、例えば、高取町等でもそうなんですけど、急に災害が、水道管が破裂したとかいうときに、うちは地元から、高取町の地元業者にとりあえず行かすんですけども、行かせた場合は、その後どうなるのかっていうのがね、緊急時のことなんで、ちょっと、質問内容が逸脱してしまっはいけないんで、南海トラフを想定した中でのことで簡単に答えられるのであればお答えいただきたいんですけども。簡単に申し上げますと、高取町で、何か水道のトラブルがあった場合は、うちは指定業者に、夜中であろうが朝方であろうが、行ってもらうわけなんですけども、仮にそういった場合に、うちはこれ今後ね、企業団が発足して、行ってしまったけども、そのお金はどうすんねんというような、契約内容をどうすんねんという、いろんなことがあると思うんですけど、現場の方もこれはちょっと危惧されてるところなんですけども。この点について、お答えできるのであれば、お答

えいただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（吉田雅範君）西野事務局長。

（事務局長西野浩行君登壇）

○事務局長（西野浩行君）現場のところで、起こり得る事故に対しましては、現状と同様に、発生現場の近くにありますが、迅速に応急とか復旧の工事とかができますようにはあらかじめ、企業長が先ほど申しました通り、関係機関、関係団体とも、応援協定をあらかじめ締結をいたしますので、何かそういう災害とかが生じたときには、そういう締結をいたします団体、協会のところにも連絡をさせていただいて、応援をしていただく。或いは、地域をよく知っておられます地元の業者さんが、応急或いは復旧の工事をしていただけるように、緊急的な工事を発注できるような、そういう運用にできるかといったところも、引き続き検討してまいりまして、迅速な事故の対応に繋がるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（降壇）

○議長（吉田雅範君）30番新澤議員。

○新澤良文君 ご回答ありがとうございました。

柔軟に、現場の方では対応していただけると、そういうふうに考えていただけるとのことだったんですけども、その点につきましてよろしく願いいたします。

近々でもね、この土日に、うち地元の隣の御所市の戸毛というところでね、水道管が破裂して、道がびちゃびちゃになっているという事案が発生しました。

私、御所市の役所に電話して、御所市さんにお尋ねしたら、休みの日だったんですけども、対応していただきまして、現場もわかっていますから対応しますということで、動いていただいたんですけども。そんなときでもね、やっぱり御所市のことなんですけども、やっぱり隣のことで、高取町の住民から、「いや、でも埼玉みたいに穴開くんじゃないの」と、「水漏れしてるけど大丈夫なの」という電話が多数入るんですよ。

だからその広域的にやっていただくっていうこと、それはもう、今後、水道代の問題であつたりだとか、そういう、工事の問題だつたりとかいろんな問題で、広域的にやっていただくというメリットもあるんですけども、現場としてはね、やっぱり早急に動いてもらわないといけないという、そういう現場で起きることの想定外のこともございまして、その辺もよくよく考えていただいて、今後、議論していただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それではこれで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田雅範君）答弁は要りませんか。

○新澤良文君 最後の方は結構でございます。

○議長（吉田雅範君）質疑は、以上で終わります。

○議長（吉田雅範君）お諮りいたします。

これで質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議ないものと認めます。

○議長（吉田雅範君）これより議案に対する討論に入ります。

この場合、討論の通告はありません。

お諮りいたします。

討論なしとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

○議長（吉田雅範君）それでは、直ちに一括して採決します。

この採決は起立により行います。

上程されました各案は、原案の通り決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田雅範君）着席願います。

起立総員であります。

よって本案は原案の通り決しました。

○議長（吉田雅範君）以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全て議了しました。よって、議事を閉じます。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、重要案件の審議に終始ご熱心にご精励賜り厚く御礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本臨時会において、各議員のご意見、ご提言を十分に尊重され、一層の向上を目指してご精励くださいますようお願い申し上げます。以上で閉会のごあいさつといたします。

ここで、山下企業長からご挨拶をいただきます。

（企業長山下真君登壇）

○企業長（山下真君）このたびの臨時会におきましては正副議長の選任を終えられ、ここに奈良県広域水道企業団議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。

また、本議会に提案いたしました各議案につきましては、熱心にご審議いただき、いずれも原案通りご議決又はご承認をいただきました。ありがとうございました。

本議会でいただきましたご意見等につきましては、これを尊重し、今後の企業団運営に反映するよう努めてまいります。

各議員におかれましては、今後とも企業団運営のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（降壇）

○議長（吉田雅範君）これをもちまして、令和 7 年 2 月奈良県広域水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（岡田伸一郎君）一同ご起立願います。

礼。

（互礼）

これをもって、終わります。

午後 2 時 10 分閉会

会議録署名議員

議 長 吉 田 雅 範

臨時議長 東 川 勇 夫

議 員 福 西 広 理

議 員 南 幾 一 郎

議 員 大 橋 基 之